四六　国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示　九 29 八

四七―四九　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示　九 29 八

五〇　外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件　一九 特8 二

五一　外国為替令第八条の二第一項第一号の規定に基づき財務大臣が定める場合を定める件　一九 特8 三

五二　国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件　二六 43 一七

五三　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの輸入数量を告示する件　二九 四

五四　平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二九 五

五五　平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二九 五

五六　平成二十七年度の初日から平成二十八年一月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二九 五

五七　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九 45 六七

○財務省、農林水産省

五　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九 六

六　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　一九 六

七　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　一九 六

○国　税　庁

一　国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一九 六

二　国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金ですることができる事務所を定める件の一部を改正する件　一九 六

三　認定特定非営利活動法人を公示する件の一部を改正する件　二六 五

○文部科学省

三　教科書の定価認可基準の一部を改正する件　三 三

四　重要文化財を分割し、片方に有形文化財を追加して、国宝に指定する件　九 29 一一

五　国宝に文化財を追加して指定する件　九 29 一二

六　有形文化財を重要文化財に指定する件　九 29 一二

七　重要文化財に有形文化財を追加して指定する件　九 29 一二

八　二件の重要文化財を統合し、有形文化財を追加して指定する件　九 29 一四

九　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県知事が行うこととなった件の一部を改正する件　九 29 一五

一〇　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　一〇 四

一一　我が国の大学に入学するための準備教育を行う課程を定める告示の一部を改正する告示　一〇 四

一二　有形文化財を登録有形文化財に登録する件　一八 五

一三　学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する件　二五 41 一八

一四　大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する件　二九 五

一五　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第二条の規定により専修学校の専門課程を認定した件　二九 45 七〇

一六　職業実践専門課程の名称に変更があった件　二九 45 八一

一七　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程第三条の規定により職業実践専門課程としての認定を取り消した件　二九 45 八八

一八　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が専門士と称することができる専修学校専門課程として個別に認めた件　二九 45 八八

一九　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程についてその名称を変更した件　二九 45 九三

二〇　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程を廃止した件　二九 45 一〇六

二一　専門士の称号の付与に関し文部科学大臣が個別に認めた専門士と称することができる専修学校専門課程として要件に適合しなくなったと認めた件　二九 45 一一〇